

平成 3 1 年 度

平成 3 1 年度東京湾中央航路情報管理等業務

特 記 仕 様 書

平成 3 1 年 1 月  
国土交通省 関東地方整備局  
東京湾口航路事務所

## 1. 業務概要

本業務は、開発保全航路の保全のため、東京湾中央航路及びその周辺海域における船舶の航行安全に支障する障害物等の有無の監視を行うとともに、航行船舶保安関連情報及び船舶動静システムを活用し、必要な情報を関係機関に提供する等を行う業務である。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

## 2. 業務場所

神奈川県横須賀市新港町13番地

国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所

## 3. 履行期間

平成31年4月1日から、平成33年3月31日までとする。

## 4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京湾中央航路情報 管理等業務	情報管理等業務	式	1	731日 昼夜間
	打合せ	回	22	協議・報告時除く
	協議・報告	回	2	
	成果物	式	1	

## 5. 業務仕様

### 5-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成29年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議して本業務を実施するものとする。

### 5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を留意しなければならない。

- (1) 管理技術者及び航路監視員は、門扉・庁舎の施錠等に十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する業務内容を十分把握したうえで業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。
- (4) 管理技術者及び航路監視員は、関係法規等を熟知したうえで、災害並びに緊急事態の発生時には迅速かつ的確に対応できるようにしなければならない。

### 5-3 業務の内容

東京湾中央航路情報管理等業務として、以下の業務を行うものとする。

- (1) 受注者は、AIS 情報及び船舶保安情報（船名、信号符字等）の情報収集、整理及び船舶別検索情報、港別検索情報並びに監視機器による照合を行うものとする。  
なお、監視機器の位置を別添図に示し、同一覧表を別紙-1に示す。
- (2) 受注者は、船舶保安情報、係留施設利用情報及び外国船舶立入検査において是正措置を受けた船舶情報の確認、訂正、入力作業及び調査職員への報告を行うとともに、調査職員の指示する関係機関へ報告を行うものとする。
- (3) 受注者は AIS 情報と船舶保安情報等、その他独自に得た情報を水域管理者に通知し、その情報について照合の結果、修正・訂正が生じた場合、情報の入力・修正作業及び調査職員の指示する関係機関へ報告を行うものとする。
- (4) 受注者は、監視機器により航路に影響のある行為及び障害物等異常の有無の確認・監視を行うとともに、異常を発見した場合の情報整理及び調査職員への報告を行うものとする。
- (5) 受注者は、遠隔操作により監視機器の動作点検を行うとともに作動不良等があった場合、速やかに調査職員へ報告するものとする。
- (6) 受注者は、非常災害時や航路に航行不能船や油流出等異常が発生した場合及び、「海的安全情報」及び事故災害情報等航路に影響のある行為等の情報があつた場合、調査職員の指示する関係者及び調査職員へ報告を行うものとする。
- (7) 受注者は、東京湾中央航路及びその周辺海域（以下「航路」という。）に災害等異常が発生した場合の迅速な復旧対応を行うための情報収集・とりまとめを行うとともに調査職員へ報告するものとする。
- (8) 受注者は、発注者の実施する訓練（総合防災訓練、情報伝達訓練など）に参加するものとする。

#### 5-4 業務の実施体制

(1) 管理技術者及び航路監視員は、業務の履行に当たり、次表のいずれかの資格等を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。

区 分	資 格 等
管理技術者	技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門） A P E Cエンジニア（Industrial、Civil 又は Structural） 1 級又は 2 級土木施工管理技士 博士（工学） 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会 1 級技術者 RCCM（港湾及び空港部門）又は RCCM と同等の能力を有する者（※ 1） （技術士部門と同様の部門に限る。）但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者
航路監視員	総合無線通信士（第一級又は第二級） 陸上無線技術士（第一級又は第二級） 陸上特殊無線技士（第一級又は第二級） 1 名以上は上記のほか、以下の資格のうちいずれかを合わせて有するものとする。 1 級又は 2 級土木施工管理技士 RCCM（港湾及び空港部門）又は RCCM と同等の能力を有する者（※ 1） （技術士部門と同様の部門に限る。）但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者

※ 1：「RCCM と同等の能力を有する者」とは、「RCCM 試験」に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者とする。

(2) 受注者は管理技術者及び航路監視員を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を発注者に提出するものとする。

#### (3) 業務体制

本業務における航路監視員の業務体制及び勤務時間は、下記のとおりとする。

名 称	員	勤 務 時 間	勤 務 期 間	摘 要
航路監視員	1 人	8:30～17:30	H31. 4. 1～H33. 3. 31	平日（昼間）
航路監視員	1 人	10:00～19:00		平日（昼間）
航路監視員	1 人	17:00～ 9:30		平日（夜間）
航路監視員	1 人	8:30～17:30		土・日曜日、祝祭日年末年始休暇（昼間）、
航路監視員	1 人	17:00～ 9:30		土・日曜日、祝祭日、年末年始休暇（夜間）

#### 5-5 協議・報告

本業務の遂行に当たっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議または報告を行い、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。

#### 5-6 打合せ

管理技術者による打合せは、本業務を的確に遂行するために1回/月以上行うものとする。

なお、協議・報告時を除き、打ち合わせを行うものとする。

#### 5-7 業務内容の変更

業務内容に変更が生じた場合、発注者と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

#### 5-8 成果物

(1) 業務完了時には、成果物及び提出資料を取りまとめの上、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容、及び体裁については調査職員の指示によるものとする。

電子納品                      CD-R 又は DVD-R        2枚

(2) 成果物の提出先

〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町13番地

国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所

### 6. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

### 7. その他

(1) 本業務に使用する事務室、監視機器等は、発注者の施設を無償で使用できるものとする。なお、機器に異常が認められた場合は、調査職員に報告するものとする。また、本業務において設備及び機器に損傷を与えないように万全の措置を講じるものとし、損傷等を与えた場合は受注者の責により復旧するものとする。

(2) 本業務に使用する受注者所有のパーソナルコンピュータのOS・各種ソフトについては、調査職員と協議するものとする。また、ウイルス対策には十分に配慮するものとする。

(3) 上記パーソナルコンピュータの利用時・使用後のセキュリティ対策として、本業務に使用するパソコンには調査職員と協議した内容のもの以外のソフトはインストールしないものとする。

また、本業務の終了時及びパソコンの入れ替え時には使用したパソコンの全ドライブを確実に初期化するものとする。

- (4) 本業務においては受注者が準備する名札及び統一された作業着を着用するものとする。
- (5) 船舶別検索情報、港別検索情報、事故災害情報は別紙-2のとおりとする。
- (6) 受注者は必要な事務機器及び船舶別検索情報、港別検索情報、事故災害情報は自ら備えるものとし、業務計画書に詳細を記載するものとする。
- (7) 技術提案
- 1) 技術提案履行計画書  
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。  
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。
  - 2) 技術提案履行計画書の変更  
発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
  - 3) 技術提案書不履行の場合の措置  
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
  - 4) その他  
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- (8) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書（港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 業務計画書）の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
  - 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
    - ①事務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
    - ②現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
  - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。
- (9) 公開用成果品の作成
- 本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。
- (10) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

以 上

## 監視機器一覧表

監視機器名	設置場所	数量
カメラ	第二海堡（富津市富津字洲端）	1 式
	鴨居監視所（横須賀市鴨居 2-358-8）	1 式
	南本牧（横浜市中区南本牧 3-8 ダイソーコーポレーション本牧物流センター）	1 式
	海ほたる（木更津市中島地先東京湾アクアライン海ほたる P A）	1 式
レーダー・A I S	第二海堡（富津市富津字洲端）	1 式
	鴨居監視所（横須賀市鴨居 2-358-8）	1 式



## 船舶別検索情報・港別検索情報・事故災害情報

情報名	対象地域	情報項目	提供間隔
船舶別検索情報	茨城港 鹿島港 千葉港 木更津港 東京港	港名・バース 船名 コールサイン IMOナンバー 船種	随 時
港別検索情報	横浜港 川崎港 横須賀港	国籍 全長 総トン数 入出港日時 仕出港/直前港 仕向港/直後港	
事故災害情報	東京湾	発生場所・日時 船名 国籍 総トン数 船種 詳細情報	随 時

## 船舶別検索情報及び港別検索情報

○調査職員が船名・IMOナンバー・コールサイン等で指示した船舶及び港名で指示した港湾について、以下の情報項目の情報を常時利用。

## 1) 船舶別検索情報

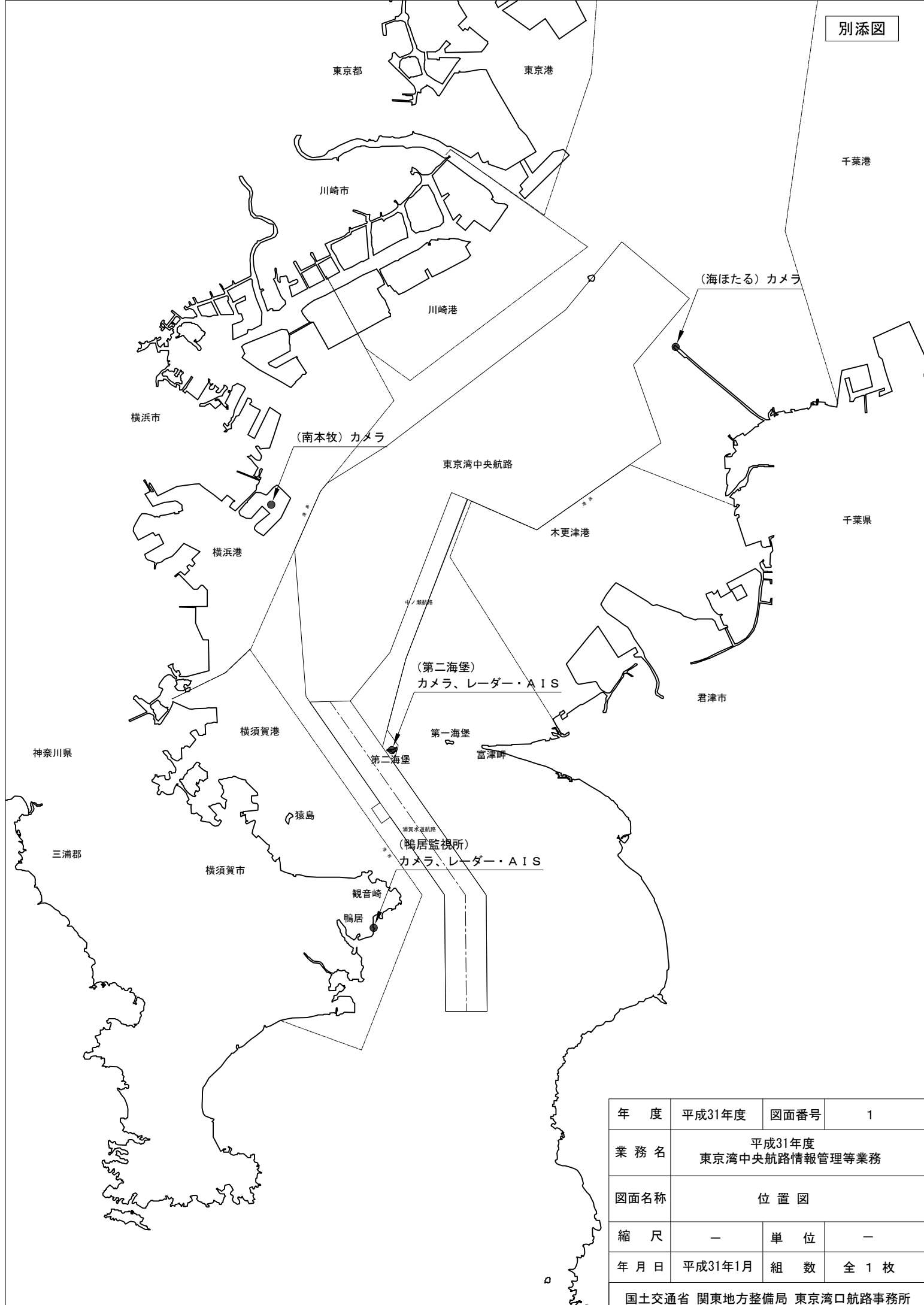
- ・船舶の船名、国籍、船種、総トン数等船舶に関する情報項目
- ・入出港の港湾名、入出港日時、出港後の行先等船舶の入出港に関する情報項目

## 2) 港別検索情報

- ・各港湾、バースごとに入港、着岸する船舶及び日時の情報

## 事故災害情報

○東京湾内における船舶の衝突、転覆、沈没、座礁等の事故について、入手した情報（発生場所、船種、船名、総トン数、その他被害状況等の詳細情報等）を常時利用。



年 度	平成31年度	図面番号	1
業 務 名	平成31年度 東京湾中央航路情報管理等業務		
図面名称	位置図		
縮 尺	—	単 位	—
年 月 日	平成31年1月	組 数	全 1 枚